

集団生活の中で、子供に次のような様子が見られたら、虐待の可能性を考
える必要があります。

早期発見のためのチェックリスト

(子ども虐待防止マニュアル：東京都・1995年から一部抜粋)

【登校時の出席調べや健康観察などの場面で】

- ① 不自然な外傷（打撲、火傷など）が見られる。
- ② 表情が乏しく、教師や指導者に対する受け答えが少ない。
- ③ 過度に緊張し、教師や指導者と視線が合わせられない。
- ④ 季節にそぐわない着衣、薄汚れた着衣をしている。他のきよ
うだいの服装とに差が見られる。
- ⑤ 連絡もなく登校（園）してこない。担任が訪問すると、親
は不在で、まだ寝ていたり、食事も与えられていなかったり
することがある。

○ 親も被害者であるとの認識で援助を

虐待を未然に防止していくためには、保護者との日ごろからの信頼関係づ
くりを心がけ、相談相手となれるようにしたいものです。保護者が様々な問
題を抱えていて、気持ちが不安定になっていたり、保護者自身が子供時代に
親から同じような虐待を受けている場合も多いようです。そこで、加害者で
ある親も被害者であるとの認識に立ち、保護者の子育てに対する悩みや不安
などを共有し、ゆとりや自信を持って子育てができる
ように援助することが大切です。

また、校内でも複数の教職員の目で観察してい
く態勢と地域の民生委員や児童委員、PTAの役
員や会員、児童福祉司や警察官等との連携を考
える必要があります。

